【同一労働同一賃金セミナー】

「最高裁判決を水町教授が読み解く!」 無料 セミナー開催のご案内

(一社)山梨県労働基準協会連合会

ご承知のように、「同一労働同一賃金」(パート・有期労働法の改正)は、大企業には既に適用され、中小企業にも令和3年4月に適用されます。

一方、不合理な待遇差の代表的事件(退職金、賞与、各種手当等)として、争われてきた5事件 [「メトロコマース」「大阪医科薬科大学」「日本郵便(東京)」「日本郵便(大阪)」「日本郵便(佐賀)」※事件の概要等は裏面〕の最高裁の判決が、去る10月13、15日に出され、その結果は企業経営・労務担当者にとっては一大関心事となっています。

判決直後には、(公社)全国労働基準関係団体連合会が主催者として、緊急セミナーを開催しており、参加、視聴された方もいらっしゃるかと思います。

今回、主催団体からの好意により、緊急セミナーの映像の提供をいただきました。

そこで、当連合会では、山梨県内の事業者が、同一労働同一賃金の内容の理解をさらに深め、人事労務に生かしていただくために、下記によりパブリックビューイング形式でのセミナーを開催することとしました。

つきましては、各企業の担当者の積極的なご参加が図れるようご案内いたします。

記

日 時 令和3年1月27日(水) 13:30~(約2時間)

場 所 山梨県立中小企業人材開発センター 3F 視聴覚室 (山梨県甲府市大津2130-2)

内 容 同一労働同一賃金:最高裁5判決を水町教授が読み解く!

形 式 パブリックビューイング形式 (スクリーンにビデオ投影)

講師の水町勇一郎東京大学社会科学研究所教授。

「働き方改革実現会議」の枢要な構成員として、「同一労働同一賃金ガイドライン」の策定に奔走された、我が国の同一労働同一賃金の第一人者。

定 員 40名 **無料**

参加費 無料 ------

- 申込は、裏面の申込書をFaxにて令和3年1月20日(水)までにお送り下さい。 なお、期日前でも定員(40名)になり次第、締め切らせていただきます。 コロナ対策で定員を減じているため、1社2名までの申込みとさせていただきます。
- 申込先(お問い合わせ先)
 - (一社) 山梨県労働基準協会連合会 小倉、星野

Tel 055-251-6626 Fax 055-251-6615

山梨県労働基準協会連合会 御中(055-251-6615)

「同一労働同一賃金の最高裁判決を 水町教授が読み解く」セミナー 参加申込書

日時: 1月27日 13:30~ 場所: 人材開発センター

	33/71 × 7 (1310) a C 2 2					
事業場名						
所 在 地						
	コナ感染防止対策 ていますので、電					
Tel	F			ах		
担当者職氏名						
業 種 該当するものをO で囲んでください	製造業 運輸業 社会福祉施設 清掃業 その他(建設業 商業 接客業)	規 該当すで を くだ	囲んで 📗	1~9人 50~99人 300人~	
	職名			氏 名		
出席者 職•氏名						

- ※1 ご記入いただきました情報は、セミナー開催に係る受講者の確認、受講者名 簿の作成のほか、当会からの各種連絡・情報提供の目的のみに利用します。
 - 2 Faxはこのままお送り下さい。(送付文不要) (055-251-6615)
 - 3 申し込みは、1月20日(水)までにお願いします。なお、期日前であっても、定員(40名)になり次第締め切ります。ご承知置き下さい。また、コロナ対策で定員を減じているため、1社2名までの申込みとさせていただきます。
 - 4 当日は、コロナ感染防止対策として、マスクの着用、セルフチェックリストの提出、検温、入場時のアルコール消毒をお願いしています。 また、当日、異常がある場合には、受講をお断りすることもあります。